

保育園とくすり

本来、園で薬を飲ませる行為は法律違反です。

やむを得ず薬を持参される場合

- ①保育者から「お薬依頼書」を受け記入し、一緒に手渡してください。
- ②医療機関からの処方であること。保護者の判断で持参した薬は対応できません。
- ③1回分を持参する。水薬は小さな容器に移してください。
- ④市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤はお預かりできません。
- ⑤長期間継続して飲まなければならない薬の場合はご相談ください。
- ⑥吸入などの医療行為は園では実施できないことになっております。
- ⑦医療機関で保育園に通っていることを医師に伝えてください。

お薬依頼書

記入のうえ、保育士に薬と一緒にお渡しください。

解熱剤・市販の薬はお預かりいたしません。

依頼日	令和 年 月 日		
依頼先	富士桜学園		
蒲公英組 ・ 堇組 ・ 桜組 ・ 百合組 ・ 向日葵組 ・ その他			
園児名 _____		保護者名 _____ 印	
病名	病院名	病院での処方日 令和 年 月 日	
薬の内容 ・ 抗生剤 ・ 下痢止め ・ 咳止め 外用薬（塗薬・点眼）			
食前	分	水（ 回） ・ 粉（ 回） ・ 塗（ 回）	
食後	分	水（ 回） ・ 粉（ 回） ・ 塗（ 回）	
おやつ前	分	水（ 回） ・ 粉（ 回） ・ 塗（ 回）	
おやつ後	分	水（ 回） ・ 粉（ 回） ・ 塗（ 回）	
その他	分	水（ 回） ・ 粉（ 回） ・ 塗（ 回）	
受付保育士		投与保育士	
印		印	